国民年金の退職（失業）による特例免除があります

特例免除は、申請する年度または前年度において退職（失業）の事実がある場合に対象となります。

この特例免除は、配偶者や世帯主が退職（失業）した場合にも対象となり、免除の申請が承認されると、次のようなメリットがあります。

▼メリット1

■保険料免除でも一部納付したのと同じ

免除期間の年金額の計算は、保険料が納付された場合と比較して2分の1となります。

▼メリット2

■万一の際にも確かな保障

病気や事故で障がいが残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金など、免除承認期間については支給対象の期間とされます。

▼メリット3

■退職（失業）された方の所得を除外して審査

通常であれば、申請者本人、配偶者及び世帯主の所得が審査の対象となりますが、特例免除は、退職（失業）された方の所得は審査から除かれます。

申請に必要なもの

▼国民年金手帳または基礎年金番号通知書

▼退職（失業）したことを確認できる書類（雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票など）

▼印鑑

免除の期間

失業等の事由が発生した年の翌々年6月までの期間については適用されます。ただし、申請時点から2年1か月より前の期間は、時効となりますので、早めに申請しましょう。

※くわしくは、砂川年金事務所（☎52～2144）または戸籍保険グループ（市役所1階☎42～3217）へ。

ぶどう畑のひとりごと　第30回

6月なかばの寒さから一転、7月は連日猛暑の日が続き、その日によっては北海道が日本一暑い気温を記録したこともありました。

人間にとっては過酷な暑さも、ぶどうにとってはありがたい天候が続きました。

しかし、ぶどう畑のある場所は地形的に湿度がこもりやすく、雨の翌日や霧の朝は、水分が木々にも残ります。

この影響で一部のぶどうにはこの時期特有の病気や害虫が発生し、適切な防除を施しつつ、一芽一芽丁寧にチェックしています。

同時に、周辺の草も一気に伸びていくので、風通しをよくするため、根周りの草引きや畝間（うねま）の草刈りに追われる日々です。

地味な作業の繰り返しになりますが、ぶどうが過ごしやすい環境を整えることも大切です。

北海道に梅雨はない、と言われてきましたが、今年の6月から7月にかけては、本州の梅雨に似たような湿気のある日々が畑では感じられました。

若木にとって、ひとつの正念場の季節です。

順調な若木は、先月よりも倍近く伸びている子もいるので、来年、再来年、大きく成長できるように、しっかり管理していきたいと思います。

（地域おこし協力隊　遠藤）

局地的大雨から身を守るために

夏になると発達した積乱雲が現れます。この雲は、短い時間で狭い地域に、バケツをひっくり返したような雨を降らせることがあり、このような雨を「局地的大雨」と言います。局地的大雨は、雨水が集まる川や、周囲より低い土地などでは、急激に水かさが増えたり浸水するなどして、総雨量が少なくてもわずか十数分で危険な状態になる場合があります。局地的大雨による災害から身を守るために、次のことに注意してください。

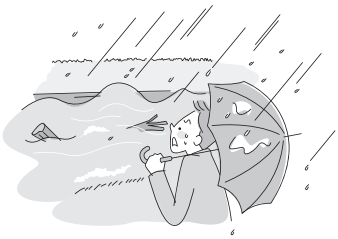

日ごろから近所の様子を確認しましょう

▼周囲より低い土地で水が集まってくる場所がないか
▼河原などで急に水かさが増すことはないか
▼過去に水害が起きていないか

空や川の変化の様子を確認しましょう

▼雷注意報が発表されているときは要注意
▼真っ黒い雲が近づき周りが急に暗くなったり、雷鳴が聞こえる、雷光が見える
▼川の水かさが増える、濁る、落ち葉や流木などが流れてくるときは、上流で大雨になっています

※市指定の避難所や緊急避難場所への避難については、「歌志内市防災マップ」を見て、避難する場所と経路を決めておきましょう。

悪天候の際は、情報収集をしましょう

▽テレビのＮＨＫ（３チャンネル）を選択し、テレビリモコンの『ｄ』ボタンを押します。データ放送のメニューが表示され、最新の気象情報や市の発表する避難情報などを確認することができます。

▽市が、災害情報を発表した際に、市内各所に設置しているスピーカーや広報車のスピーカーで情報を伝えます。家の中では聞こえにくい場合があるため、スピーカーの音が聞こえたら、窓を少し開け耳を傾けるなど、情報収集に努めてください。

▽下記のＱＲコードを読み取り、北海道防災情報のページ（http://i.bousai-hokkaido.jp/）からメール配信登録をしておくと、市が避難情報などを発表した際にメールが配信されます（サービスは無料ですが、通信料は利用者負担となります）。

▼**問い合わせ**　庶務グループ（市役所３階☎４２～３２１２）

非課税世帯の方へ
水道・下水道福祉料金の手続きはお済みですか

本市独自の取り組みとして、水道・下水道料金の福祉料金制度があります。

現在「家事用」のご家庭で、世帯全員が非課税の場合、申請により（代理人、または郵送でも提出できます）審査の上、「福祉用」の対象となります。

対象となる世帯

本年度分の市民税非課税世帯で次の①から④のいずれかに該当する世帯です。

①**生活保護世帯**
②**母子世帯**　母子家庭のうち、次のいずれかに該当する子を扶養し、母親の収入で生計を維持する世帯
(ア)満20歳未満の子
(イ)１・２級の身体障害者手帳の交付を受けている子
(ウ)判定がＡの療育手帳の交付を受けている子
(エ)１級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている子
③**老人世帯**　70歳以上の老人単身世帯、夫婦のいずれかが70歳以上の世帯または70歳以上の方が生計を維持する世帯
④**重度身体障がい者世帯**　１・２級の身体障害者手帳の交付を受けている方の収入で、生計を維持している世帯

申請に必要なもの

▽印鑑
▽母子世帯で(イ)・(ウ)・(エ)に該当の場合　その証明となるもののコピー・ひとり親家庭等医療費受給者証
▽老人世帯　健康保険証等年齢の確認ができるもの
▽重度身体障がい者世帯　身体障害者手帳
※すでに「福祉用」の世帯は、更新等の手続きは不要です。

▼**問い合わせ**　土木建築グループ（市役所２階☎４２～２２２３・２２２５）

空知中部広域連合から
65歳以上の皆さんにお知らせです

8月中旬に「平成29年度介護保険料決定のお知らせ」を発送いたします。

介護保険制度は、国や道、市町村が負担する「公費」と、皆さんが納める「介護保険料」を財源として運営しています。

介護保険料の額は、皆さんが住み慣れたまちで、いつまでも安心して暮らせるように、介護保険サービスがどれくらい必要になるのかを見込んで介護保険事業計画を策定し、決定しています。

介護保険料基準額：年額59,760円（月額4,980円）

段　階	対　象　者	算定基準	年間保険料額
第１段階	・生活保護の受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者、または前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.45	26,892円
第２段階	・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円以下の方	基準額×0.69	41,234円
第３段階	・世帯全員が市民税非課税の方（第１、２段階以外の方）	基準額×0.75	44,820円
第４段階	・本人が市民税非課税（世帯の中に課税されている方がいる）で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.9	53,784円
第５段階	**・本人が市民税非課税（世帯の中に課税されている方がいる）で、第４段階以外の方**	**基準額**	**59,760円**
第６段階	・本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2	71,712円
第７段階	・本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	基準額×1.3	77,688円
第８段階	・本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	基準額×1.5	89,640円
第９段階	・本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が290万円以上500万円未満の方	基準額×1.7	101,592円
第10段階	・本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が500万円以上の方	基準額×1.8	107,568円

■所得の申告をお忘れなく

空知中部広域連合では介護保険法に基づき、構成市町から皆さんの所得情報を得て本人と世帯員の市民税の課税状況と所得等を基に介護保険料を算定しています。

所得が未申告ですと正しい介護保険料の算定ができません。未申告の方はお住まいの市民税担当窓口へ所得の申告をお願いします。

■介護保険料が未納だと・・・

介護保険料の納め忘れがあると、未納期間に応じて、介護サービスを利用しようとするときに給付に制限を受けます。必ず納期限内に納めてください。

問い合わせ　空知中部広域連合事務局介護保険係（☎66～2152）

平成30年度採用　歌志内市職員を募集します！

募集職種	採用予定数	受験資格	試験科目	提出書類
一般事務職	若干名	学校教育法に基づく高等学校以上を卒業または平成30年３月卒業見込みの方で、昭和63年４月２日以降に生まれた方	教養試験 事務適正検査 性格診断検査 小論文	①市が交付する願書、履歴書及びエントリーシート（市ホームページからダウンロードできます） ②最終学校の成績証明書 ③最終学校卒業証明書（または卒業見込証明書） ④資格免許証の写し ⑤身体障害者手帳の写し（手帳の交付を受けている方） ⑥郵便はがき１枚（受験者の住所、氏名記載）
一般事務職（身体に障がいのある方）	１名	▶次の要件に全て該当する方 ①学校教育法に基づく高等学校以上を卒業または平成30年３月卒業見込みの方で、昭和58年４月２日以降に生まれた方 ②身体障害者手帳の障がいの程度が１級～６級までの方 ③自力通勤ができ、介護者なく職務の遂行が可能な方 ④活字印刷による出題、口頭の面接試験に対応できる方		
保育教諭	若干名	保育士と幼稚園教諭の資格を持つ方、または平成30年３月31日までに取得見込みの方で、昭和53年４月２日以降に生まれた方	専門試験 性格診断検査 小論文	

▶採用予定日
平成30年４月１日
▶受験できない方
▷日本国籍を有しない方
▷地方公務員法第16条の欠格条項に該当する方
▶試験
一次試験　10月15日（日）
※一次試験の合格発表は10月下旬予定、二次試験は11月中旬予定で、面接試験を実施します。
▶募集期間
８月４日（金）～９月15日（金）
※受付は、土・日曜日、祝祭日を除く８時30分から17時15分までで、郵送の場合は９月15日(金)消印まで有効です。
▶採用条件
採用後、市内に居住できる方
▶応募・問い合わせ
庶務グループ（市役所３階☎42～3212）

消防本部からのお知らせ

〈消防本部予防・保安グループ☎42～3255〉

仏壇などで使用するロウソクに注意を！

これからのお盆の時期、ロウソクや線香を使用する機会が多くなります。
使用については次の点に注意しましょう。

▽窓の開放や扇風機使用時にロウソクや線香に火をつけると、風の影響で倒れて周囲の物に着火することがありますので、周囲の状況を確認してから行いましょう。

▽ロウソクに火がついているときは、仏壇の中のものを取らないようにしましょう。袖に火がついてヤケドをした事例があります。

▽ロウソク立てにサイズの合わないロウソクを取り付けると、使用中にロウソクが割れて、倒れることがありますので、必ずサイズのあったものを使用しましょう。

▽ロウソクに火をつけたままその場を離れないようにしましょう。

住宅用火災警報器の点検を！

住宅用火災警報器が正常に作動するためには維持管理が大切ですので、日ごろから点検を行い異常がないか確認しましょう。

■定期的に作動試験をしましょう

▽点検ボタンを押す、点検ひもを引っ張るなどして作動するか確認しましょう。

※電池式は電池が切れると作動しなくなりますので、ご注意ください。

■定期的にお手入れをしましょう

▽住宅用火災警報器はホコリが入ると誤作動を起こす場合がありますので、定期的に清掃しましょう。

※機種によって清掃方法が違いますので、取扱説明書をご確認ください。

■警報音が鳴ったときは

▽「電池が切れそうなとき」や「故障のとき」に音や光で知らせてくれる機種があります。焦らず取扱説明書を確認しましょう。

■交換時期の確認

▽住宅用火災警報器は10年を目安に電池交換するようにしましょう。また、年数が経過すると機能が低下する傾向がありますので、警報器の交換も考慮しましょう。交換時期の目安として設置年月日を記入するシールが貼ってあるものや音声で交換時期を知らせるものがありますので、取扱説明書で確認しておきましょう。